

土地区画整理士技術検定

(土地区画整理法第117条の4第1項)

(1) 指定・登録基準

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第117条の5に規定

(指定の基準)

第117条の5 国土交通大臣は、前条第2項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第1項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、検定事務の実施の方法その他の事項についての検定事務の実施に関する計画が検定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の検定事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 検定事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって検定事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第2項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、同条第1項の規定による指定をしてはならない。
- 一 民法第34条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 三 第117条の16第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ 第二号に該当する者
 - ロ 第117条の7第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 一般財団法人 全国建設研修センター
指定の時期 : 平成11年11月30日
法人の連絡先 : 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル
指定の理由 : 土地区画整理法第117条の5に規定する指定の基準に適合しているため。

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 手数料と積算根拠

手数料額 18,000円
積算根拠 4,900円(人件費)+13,100円(物件費)
備考:学科試験、実地試験の合計額である